

海洋基本計画（原案）に対する参与からの主な御意見について（ポイント）

章	御意見	事務局の考え方
全 体	原案を基本的に支持する。	
	第1部はもっと基本的な方針を書くべき。第2部の施策の概要の羅列となっているのではないか。	一般読者を想定し、総論・第1部を読めば具体的な施策が概ねイメージできるよう、第2部の内容も必要に応じ取り込んでいます。
	耳慣れない用語が散見される。	公表に際し、用語解説を添付する方向で検討します。
総 論	現下の諸問題に対する危機感が薄い。	第1部及び第2部で具体的記述に努めたところです。
	海洋新産業創出とそれを支える科学技術、人材育成を図るための予算規模を示すことが必要。	予算については、基本法16条7項において、政府は毎年度、財政の許す範囲内で必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。
	「未知のフロンティア」という用語は適切か。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	(2)で制定についての記述がある海洋基本法を、(1)で引用するのは違和感がある。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	新たな海洋立国は「広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家」を目指す旨記述すべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	基本計画を「指針」と表現するべきでない。	御意見を踏まえ修文を検討します。
1- 1	海洋の開発と利用に関する部門別の詳しい説明が中心となり、タイトルである開発・利用と環境保全の調和という基本方針の丁寧な説明になっていないのではないか。	水産、資源・エネルギー、海運の部門ごとに調和の手法が異なることから、その内容に言及することが不可欠であると考えます。
	「両者の調和」が何を指すのかわかりづらい。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	未利用生物資源の開発について記載すべき。 (2-1にも同趣旨の御意見あり)	御趣旨は、原案2-3に含まれているものと考えます。
1- 2	中東ルートのシーレーン、西太平洋の海洋権益を認識して海洋の安全確保を考えるべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。

章	御意見	事務局の考え方
1- 2	海洋の安全上問題のある行為として、海上テロに言及すべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	公海を含む海洋の安全確保のため、制度上の整備を明記すべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	エネルギー輸入に限らず、貿易全般について、安全確保は重要。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	海上における作業も安全確保の対象とすべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
1- 3	海中工学技術、物理探査技術、資源掘削技術等を我が国の自主開発技術として育成することが必要。	個々の技術について記述してはいませんが、御趣旨は第2部にて包括的に含まれているものと考えます。
	産・学・官の有機的な連携のための枠組みづくりは極めて重要。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	海洋研究等の発展のため、米国シーグラント並の規模の海洋独自の助成プログラムが必要。	2-7(4)「新しい構想の推進システムの構築」にて対応してまいります。
	次世代を担う青少年に対し、普及啓発活動だけでなく教育の充実が必要。	御意見を踏まえ修文を検討します。
1- 4	外航海運業、内航海運業、水産業、造船・船用工業等については個別に記述があるが、その他の重要な海洋産業についても記述すべき。 (2-8にも同趣旨の御意見あり)	海洋産業はいずれも重要と考えていますが、記述については、海洋施策として集中的・総合的推進が必要なものに絞り込んだものとしたいと考えます。
	船舶の数や船員の数に関わる記述に誤解を惹起する表現が見られるので表現を見直すべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
1- 5	「海洋の総合的管理」及び「沿岸域の総合的管理」について、世界第6位に拡大した広大な海洋空間の国家による管理を目的とした「海洋(空間)管理法(仮称)」や、国の指針・支援の下に地方公共団体が中心になり、多様な関係者が参加する沿岸域の総合的管理に関する法制度の構築を検討すべきことを書くべき。 また、第3部に、「関係者の相互の連携・協力」の下に沿岸域の総合的管理に取り組むことが重要である旨、挿入して欲しい。	御趣旨は、1-5「海洋の総合的管理」及び2-9「沿岸域の総合的管理」において含まれているものと考えます。ただ、これらの記述は、今後、必要な検討を行い、適切な措置を講じるとの記述となっており、このため、第3部において確定的な記述は避ける必要があると考えます。 なお、法律は海洋管理等の手法であり、今後、計画に基づき、海洋管理等の目的、実施内容等の検討を進める中で必要性も含め整理していくものと考えています。

章	御意見	事務局の考え方
1- 5	「…深刻化している問題に個別具体的に対応する必要」とあるが、これではバラバラに対応するよう見え、法律の趣旨に反する。	御意見を踏まえ修文を検討します。
1- 6	国際協力・国際協調を推進する上で、優先的・重点的な案件の分析・検討が望ましい。	御意見を踏まえ修文を検討します。
2- 1	海洋資源について、賦存量のマッピングのみならず、産業可能性の評価が重要。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	国の探査の成果は、民間企業のみならず、大学・研究機関にも公開すべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	メタンハイドレートについて、実際のフィールドでのガス産出試験等が最重要課題。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	海底熱水鉱床について、平成24年度までに採鉱実験・経済性評価等を行うべき。	5年以内に実現できるかは不透明と考えます。
	洋上風力発電について、実証的研究と早期実用化を推進すべき。	御趣旨は原案に含まれているものと考えます。
	波力・潮汐発電について、我が国の海域に適する独自の開発を行うべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
2- 3	海洋エネルギー・鉱物資源は短期的な商業化が難しいものばかりではない。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	海底熱水鉱床は、採鉱技術等の開発・適用を行うべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」は、技術ロードマップ等を策定すべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
2- 4	海上輸送の質の向上に関し、船舶からの二酸化炭素・環境汚染物質の排出量削減等新たな課題に対処するための技術開発について明記すべき。	御趣旨は、原案に含まれているものと考えます。
	海上輸送の質の向上に関し、船舶解体に伴う環境破壊の防止にも配慮した表現が必要。	御意見を踏まえ修文を検討します。

章	御意見	事務局の考え方
2- 6	海洋情報管理の体制も含め、海洋調査・海洋情報整備の国家戦略を策定すべき。	御趣旨は、原案において一部含まれているものと考えます。
	海洋安全にも活用できる新たな統合的海洋監視・観測システムを構築すべき。	2-7(4)「新しい構想の推進システムの構築」にて対応してまいります。
2- 7	個別技術分野への「資源配分」という表現は、天然資源と紛らわしい。	御意見を踏まえ修文を検討します。
	「事前評価による計画的な取組」に示されている取組では従来の取組からの飛躍が期待できない。	御意見を踏まえ、これまでにない取組であることがわかりやすくなるよう修文を検討します。
2- 8	「新たな海洋産業の創出」に向けた多くの提案があったが、具体的に書き込めないのか。	2-7(4)「新しい構想の推進システムの構築」にて対応してまいります。
2-11	二酸化炭素の海洋表層酸性化、海中隔離等による生態系影響について、国際協力を率先して行うべき。	御趣旨は、原案において一部含まれているものと考えます。
	防衛省の活動も視野に入れるべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
2-12	海洋教育等の発展のため、米国シーグラント並の規模の海洋独自の助成プログラムが必要。	2-7(4)「新しい構想の推進システムの構築」にて対応してまいります。
	小中学校における海洋教育に係る記述を充実すべき。	御意見を踏まえ修文を検討します。
3	計画実行における総合海洋政策本部のリーダーシップのあり方について記述すべき。	本部の役割については基本法で位置付けられています。
	計画推進のための検討委員会の設置が必要。	計画に記載された施策のフォローアップは、参与会議の意見等を踏まえつつ行う旨記載しているところです。